

○福島県中小企業振興審議会規則

昭和三十八年三月十二日

福島県規則第二十号

改正 昭和四七年五月二五日規則第四二号

昭和五三年四月一日規則第一七号

平成元年一二月二六日規則第九三号

平成一三年三月二一日規則第一三号

平成一五年三月二八日規則第五四号

平成二〇年三月三一日規則第六四号

福島県中小企業振興審議会規則をここに公布する。

福島県中小企業振興審議会規則

(目的)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和二十九年福島県条例第三十五号）第三条の規定に基づき、福島県中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 東北経済産業局の職員
- 二 県内の中小企業関係機関の役職員
- 三 学識経験を有する者

(平元規則九三・平一三規則一三・一部改正)

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、商工労働部商工労働総室商工総務課で処理する。

(昭四七規則四二・昭五三規則一七・平一五規則五四・平二〇規則六四・一部改正)

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 福島県中小企業振興審議会規則（昭和二十九年福島県規則第三十五号）は、廃止する。

附 則（昭和四七年規則第四二号）抄

1 この規則は、昭和四十七年六月一日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第一七号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第九三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五四号）抄

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六四号）抄

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。